

(論 文)

米西戦争とスペイン財政*

石 倉 幸 雄

キーワード

二つの文脈（スペイン—国史と世界史） スペイン財政の実態と実体
思考の様式と行動の態様 旧世界的秩序 国民国家

I. はじめに

米西戦争（1898年）は、旧世界の一員である伝統的君主国スペインと新世界の代表者である共和主義国アメリカ合衆国との間で戦われた。スペインの軍事的敗北はスペイン自身の諸価値を否定し、同国の各般にわたる問題を露呈させ、その改革の要を認識させた。また、スペインの思考の様式と行動の体様が旧世界的秩序に依拠していたとする仮説が検証されるならば、スペインの敗戦は旧世界的秩序の否定に繋がることとなる。この旧世界的秩序とは、19世紀末葉の先進西欧社会¹に見られる以下の諸点に対して、大きく懸隔する18世紀ヨーロッパの王朝帝國的秩序を言う。その諸点とはすなわち、自由主義を体制の基本的原則とし古典派経済学と功利主義哲学で補強された社会であること、より^{ナショナル}国民的な原理で運用される代議制の政治と法による統治、技術革新という発展のモーターを内蔵した資本主義経済が展開されていること等である。

19世紀初頭、旧世界の王朝帝國的秩序²は、一連のナポレオン戦争（1799—1815年）によって、その変容崩壊への幕を切って落される。ナポレオンを退場させた旧世界は、ウィーン会議（1814—1815年）と神聖同盟（1814—1825年）に拠って自身の体制の維持を図るが、崩壊へ向うゆるやかな侵食を止めることはできず、以下のような要因—18世紀中頃から19世紀末にかけての人口の爆発的増大、それに続くヨーロッパ各国の内外および海外への人口の大移動（ピークは1870—1914年）、民族ナショナリズムの勃興等³—を抱えて国民国家群へと変貌を遂げ⁴、従来から続いた旧世界的秩序の崩落は加速する。

本稿の目的の第一は、敗戦の結果、キューバ、プエルトリコ、ならびにフィリピンを失い、¹あまつさえこれら植民地が負っていた巨額の旧債務を引継がされることとなったスペインの財政負担を算出し、それが同国の経済のその後の軌跡に大きな負の影響を与えたことを計量的に考察することであり、その第二は戦費調達を中心とするスペインの金融財政の実体を解明することにより、スペインの思考と行動の様式が旧世界的秩序に依拠していたという上記

いしくら ゆきお：前 淑徳大学 兼任講師

*本稿は石倉幸雄「スペイン—アメリカ戦争（1898年）を巡るスペイン財政」、スペイン史学会『スペイン史研究』22号の一部を改訂したものである

の仮説を検証することにある。これを先行研究との関係で言えば、前者は敗戦に因る経済負担を過小評価する研究への反論である。さらに、先行研究の多くはこの戦争を政治史の観点から検討しているが、本稿はスペインの国家財政という視点から戦争の経済的側面を検討したものである。後者の目的については、旧世界的秩序の崩落という文脈のなかでスペインの金融財政を分析し、その実体もつ時代性を考察するという新たな試みである。

II. 先行研究

この戦争に関する歴史研究は、従来からスペイン、イギリス、アメリカに多く見られる。前二者についてはスペイン通史の一環としての研究⁵であり、旧世界的秩序の崩落という文脈からの研究はない。そして、アメリカには戦史の研究⁶が多い。また専門的な論考にはスペインの国民国家形成過程における同時代的な視座からの研究⁷が多くみられ、この戦争の史的意義をより広義にとらえて「98年(あるいは1898年)」問題、あるいはより広いタイムスパンをとって「世紀末」問題として研究がなされている。その多くは政治史の観点からの研究で、敗戦の影響を大きなものとは看做してはいない。ところで、この戦争から一世紀を過ぎた1998年を機に、「98年」問題を再考する研究⁸が発表された。ここにおいても、政治史の観点からの研究では従来からの流れに沿ったものが多く見られ、経済に関しては敗戦の影響を一段と低く評価する研究⁹が出るに至った。ただし、これらの研究の問題点は、援用される統計の量と質が貧弱にすぎ、スペインの国民経済という母集団推計を統計学的合理性をもって行なうことができていることである。さらに、援用されるデータの統計的信頼度を推定するためのデータの定義、出自、そして日付等が不明なものが多い。これらのことから、「98年」のスペイン経済のその後の成長過程への数量的な影響を統計学的合理性をもって議論したものはない。

III. 財政と戦費調達

1. スペイン財政の推移(1866-1901年)

スペインの植民地支配に反対してキューバに第一次叛乱が勃発したのは1868年で1878年に一応の終息をみる。しかし、1895年2月から第二次反乱が始まった。キューバ経済における自国のプレゼンスがいよいよ大きくなっていった米国は、キューバ在住自国民の生命財産の保護を言い立てるとともに、キューバの独立運動に連帯を表明して、1898年4月20日にスペインに対して宣戦布告をした。米国の圧倒的な海軍力を前にスペイン海軍は壊滅的な打撃を受け、同年8月12日フランスの仲介により停戦が合意された。この間の一連の武力紛争は主戦場であったキューバ経済を荒廃させるとともにスペイン財政に大きな負担を強いた。表1は一次キューバ叛乱以降、第二次キューバ叛乱ならびに本戦争を経てスペイン財政がどのような変遷を辿ったかを示している。

2 表1からは以下の3点を要約しよう。

- (1) 表1の(A)(1866-67年-1884年)は第1次キューバ叛乱(1868-78)を前後とする財政関連計数がどのように推移したかを示している。叛乱勃発の前年(1866-67年)の歳出中に占める軍事費の比率は18.9%であったものが叛乱の終期である(1877-78年)では24%へと、実額で58百万ペセタ(1866-67年対比45%増)跳ね上がっている。つれて公債残高も4,592百万ペセタ(1867年)から14,008百万ペセタ(1878年)へと2.46倍の著増を示し、国民所得対比1.61となった。この結果、公債関係費実額(内容は公債元

表1 スペインの財政推移

(単位：百万ペセタ)

	①予算(歳出)						⑥国民所得	⑤/⑥
	②陸軍	③海軍	(②+③)/①	④公債費(④/①)	⑤公債残高			
(A)								
1866-67	684	101	28	18.90%	143 (20.9%)	4,592		
1867-68	693	102	30	19.00%	190 (27.4%)	5,684		
~								
1877-78	780	155	32	24.00%	257 (32.9%)	14,008	8,701	1.61
1878-79	811	152	30	22.60%	279 (34.4%)	14,263	7,353	1.94
1879-80	834	145	30	21.00%	320 (38.3%)	14,061	7,728	1.82
1880-81	780	143	32	22.40%	315 (40.4%)	13,740	8,317	1.65
1881-82	812	147	31	21.90%	268 (33.3%)	13,568	8,254	1.64
1882-83	814	132	34	20.40%	222 (27.3%)	11,221	9,198	1.36
1883-84						7,454		
(B)								
1893-94	713	165	25	26.60%	244 (34.2%)	7,228	9,573	0.76
1894-95	774	144	22	21.45%	321 (41.5%)	7,284		
1895-96	813	117	23	17.20%	356 (43.8%)	7,399	8,696	0.92
1896-97	808	137	22	19.70%	360 (44.6%)	7,977	8,040	1.04
1897-98	878	147	29	20.00%	408 (46.5%)	8,378	10,513	1
1898-99	914	181	28	22.90%	405 (44.3%)	10,595	10,309	1.11
99下半年期	449	85	15	22.30%	196 (43.6%)			
1900	904	173	24	21.80%	407 (45.0%)	12,729	9,869	1.29
1901	957	175	29	21.30%	449 (46.9%)	13,363	10,936	1.22

- ・①-⑤はInstituto de Estudios Fiscales, Ministerio de Hacienda, *Datos Básicos para la Historia Financiera de España 1858-1975*, Madrid, 1976, から加工
- ・会計年度は7月1日から翌年の6月末まで。ただし、1900年からは暦年
- ・⑤公債残高は対応する会計年度の1月1日の残。例えば、1866-1867の場合には1867年1月1日の残高
- ・⑥の国民所得は上記*Datos básicos*記載の国民所得表(Renta Nacional)の計数に国民総支出(Gasto nacional bruto)の指数推移(1913年100)を乗じて算出。
 なお、同指数はFrancisco Comín Comín, *Hacienda y Economía en la España Contemporánea (1800-1936)*, Madrid, Instituto de Estudios Fiscales, Ministerio de Economía y Hacienda, 1988, pp.511-512.を使用
- ・⑥の国民所得に関しては統計的吟味を必要とするが、本稿の目的からは逸れるので、傾向値を見る目的のみに使用している。この時期のヨーロッパ、とくにスペインについては国民所得に関する統計的に信頼できるデータはない。たとえば、本表の1894年ならびに1901年の国民所得は各々9,573百万ペセタおよび10,936百万ペセタであるが、ブラドスがマルホルの統計から推計すると6,825百万ペセタならびに10,152百万ペセタとなると報告している。(Leandro Prados de la Escosura, *Comercio Exterior y crecimiento en España, 1826-1913:Tendencias a largo plazo*, Banco de España, Madrid, 1982, pp.109-110. なお、Leandro PradosはM.G.Mulhall, *Industries and wealth of nations*, Longmans, 1896, Londonを推計に使用)

3

利金支払)とそれが予算に占めるシェアは(1866-67年)の143百万ペセタ(20.9%)から(1877-78年)には257百万ペセタ(32.9%)へと著増した。

(2) しかし第1次叛乱後のスペイン政府はこれを手を拱いて見ていたわけではなかった。表1で記載した1870年代末から80年代初めにかけての財政危機に対しては或る種の果敢

さで対応している。いわゆる「1881-1882年の公債整理（借換え）」といわれるもので、時の大蔵大臣カマチョ（J.F.Camacho）が断行した財政再建策であった。その施策は、スペイン公債の代表的銘柄であった3%永久公債（国内、海外共）を中心に旧債100に対して43.75の割合で新発債4%永久公債（国内、海外共）をもって交換することであった。その際、債券保有者が非居住者の場合には旧債100に対して7/8のコミッションを支払った。この措置により1881年々初の公債残高13,740百万ペセタは1884年々初には7,454百万ペセタへと実に6,286百万ペセタもの減少を見た¹⁰。このときの財政再建をイギリスではスペイン政府の「1882年の公債支払拒否（repudiation）」と呼んで、いわゆるデフォルト（支払停止）の一種と認識している¹¹。

- (3) 表1の(B)は第2次叛乱が始った1895年から本戦争（1898/4/23-8/12）が終結し、戦後処置の影響が財政面へ出尽くす1901年までの期間の財政の推移を示している。第二次キューバ叛乱および対米戦の結果、財政の最終の尻である公債残高とその対国民所得比率は1894年の7,228百万ペセタ（0.76）から財政面での戦後処理の影響が出尽くした1900年の12,729百万ペセタ（1.29）へと増嵩し対国民所得比率を大幅に悪化させている。この結果、公債関係費は実額とその対予算比率（%）で第2次叛乱勃発前の（1893-94年）で244百万ペセタ（34.2%）から（1900年）の407百万ペセタ（45.0%）へと著増し歳出の半分弱は公債の元利金支払に充当せざるを得なくなっている。

2. 戦費予算

対米戦を前提とした予算（表1、1898-99の欄）は、1898年4月26日（両国の国交断絶は同年4月20日）に時の大蔵大臣プッチセルバール（Joaquín López Puigcerver）によって国会へ提出された。この予算原案¹²を精査すると以下の三つの問題点が浮き彫りにされる。

第一に、同蔵相は先ず予算前文で米国の横暴を非難しスペインの名誉を保つための予算という位置付けを明確に宣言する。次に予算の実施要領としての経済財政上の各種施策を発表する。主要施策として、①外債利札の外貨による支払の制限、②国債の償還を現金払いに代えて新発債をもってする、③正貨準備率を引下げた通貨発行限度枠の引上げ策¹³等が発表された。これらの施策は金融の健全性の観点からは相当に思い切った政策であり、とくに③の政策には、緊急時には支払準備を無制限に引下げることができることが追記された。このため、スペイン国内の金融界はもとより国際金融筋（シティー）もが、ペセタに対して従来から持っていた危惧と懸念を増幅させた結果、ペセタの対外通貨価値が大きく値を下げ、当時の国際通貨1スターリングポンド対比で1894年の30.11ペセタが1898年では39.24ペセタまで30%下落した¹⁴。また、バルセロナやマドリードの中央銀行では、兌換を求める人々が殺到し、兌換準備金の枯渇の噂が飛び交った。さらに、ペセタ安は小麦粉を中心とする物価の騰貴を招来し、5月（1898年）には大規模のストや暴動が全国各地に頻発した¹⁵。しかし、戦費予算として提出された1898-99年の予算を、第二次反乱勃発前の1893-94年の予算と対比すると、予算総額では28%増となっているものの陸海軍合算の予算は19百万ペセタ（10%）の微増に留まっていて、対米戦を予定している予算としては微少に過ぎるように思える。これは財政の窮乏が主たる原因ではあろうが、他に隠された事情があった。それは、植民地関連の予算は国会の審議を経ないで植民地省が専断的に決定していたことである。このため別途に巨額のキューバ等の植民地対策予算が国会審議の場とは別に（表1記載の予算

からは簿外に) 計上されていて、両者を合算するとスペイン財政を破綻させるほどの金額に膨張していたことである。この実態は1898年10-12月にパリで行なわれた両国の終戦処理のための外交折衝会議でスペイン側から明らかにされる。

第二には、ロスチャイルド商会(パリならびにロンドン本店)からの資金調達の商談が破談となった報告である。同蔵相の言によればスペインは当初、1898-99年度予算の一部分として、同社の引受け(underwriting)による外債93百万ペセタ(諸経費差引後)の発行を予定していたが、大幅なペセタ安と国際金融市場におけるスペイン公債価格の軟調を理由に謝絶された。そこで条件を変更し、フランあるいはポンド建の外債発行を申込んだがこれも断られた。それならば国内債ではどうかと迫ったが、ロスチャイルドはとうとう首を縦には振らなかったというもの。スペインとの取引についてロスチャイルドは別途破格な条件の取引を享受していて¹⁶、いわば上得意の顧客であったはずである。それが齒に衣を着せず、有り体に言えば、来るべき戦争では、「スペインは買えない」(あるいは「売り」とする、生き馬の目をも抜こうという国際金融業者のにべもない拒絶を、要路の人々はどのような考えで受け止めたのであろうか。記録を見る限り公式の反応は見当たらない。また、「ロスチャイルドの拒絶」は必ずや敵国アメリカに伝わって、スペインの台所事情が筒抜けになるかも知れぬというリスクを当の蔵相は考えなかったのであろうか¹⁷。

第三には、プッチセルベール蔵相が以下のことを議会で念押ししたことであった。それは、提出された本予算は、以下の明細の植民地関連債務の返済履行に関して異常異例な事態が発生しないことを前提としているということを強調したことであり、もし前提が崩れれば本予算の成立は覚束なくなるということを示唆したことであった。その債務の明細は、財政計上されている「植民地財政支援のための債務」と国家財政には計上されていない、簿外債務とに大別される。前者はキューバ支援のための国債(1896年債¹⁸, Obligaciones del Tesoro)で、スペイン本国の関税収入を返済引当として発行された。債券販売代金全額が植民地省へ貸与され、同省はそれをキューバの国庫へ投与した。後者の簿外債務は、①植民地関連公債(主としてキューバ債)、②植民地省(Ministerio de Ultramar)関連債務、③金融として調達したために財政計上されていないものの3種類であった。

IV. 植民地省(Ministerio de Ultramar)の資金繰り¹⁹

植民地関連の行財政は植民地省に専属的に任されていて、その予算の立案執行等は国内各省庁とは別建てで運用されていた。歴史的にキューバ予算は1856年から本国の閣議の了承を得るものとされ、1858年頃から同島の予算の事務は本国に差配されるようになった。1868年から1898年の間は、キューバの予算は現地政府が編成し植民地省へ送付され、同省の承認後、国王によって公布された。この間に国会はなんら関与することを許されず、同島の予算は半島の憲法の埒外に置かれていた²⁰結果、国家財政の勘定には入らずいわゆる簿外扱いとなっていた。

半島の財政資金吸上げに対して、財政余剰にせよ借入金にせよ、キューバが対応できていた時代は問題がなかった。しかし1860年代後半以降のキューバは第一次キューバ反乱(1868-1878)による戦禍に加えて、1870年代にヨーロッパにビート糖が出現したことにより、サトウキビを原料としていたキューバの主力産業である砂糖産業は大きな輸出減少という打撃を受ける²¹。さらに、第二次反乱(1895年)とそれに続く対米戦等でキューバ経済はいよいよ窮乏しスペイン財政にいよいよ大きな負担を強いた。

この簿外の予算、つまり国会の掣肘を受けない国の財務活動を許すような制度はスペインの体制の旧さを象徴するものの一つであった。本節ではその簿外の実態を分析する。

植民地省の資金調達には以下に述べるように金融と公債の発行によっていた。金融は自己振出手形²²を主としてスペイン銀行で割引くもので、返済は自省の資金繰りのなかから捻出するものとした。担保に関しては無担保の手形割引と別途発行したキューバ公債（1886年債と1890年債。償還原資はキューバの国庫収入。Banco Hispano Colonialの連帯保証付）を担保に差入れてするものの2種類があった。また、公債の発行売却による資金調達は上記2種類の公債を市場と特定先へ売り込むものであった。これらの手続に関しては以下の問題点が指摘される。

(1)－1 植民地省の振出手形を中央銀行が無担保で割引くということは、経済実体と無関係な帳簿上の操作だけによる貨幣の増発を意味し、規律のないタガの外れた無原則の金融で、金融の原則から著しく逸脱したものだといえる。

(1)－2 返済を手許の資金繰りのなかから捻出するといっても、資金繰りに苦しむ植民地省（同省の主たる入金は植民地からの諸税の回金であったが、相次ぐ戦乱で植民地とくにキューバの財政は逼迫して植民地省へ回金する余裕はなかった）にそんな金はあるようもなく、返済の目処のまったくない手形割引きであった。

(1)－3 1886年債と1890年債の2種類の公債はスペイン銀行に差入れされたものと売却を予定されていたものの2種類となる。スペイン銀行へ担保として差し入れされた公債も当該手形割引が返済されなければ、同行はこれを市中等に売却して資金の回収をはかることとなる。いずれの場合もこれら公債は売却されなければならない。問題はこれら公債の償還が滞った場合で、結局は本国の税収で処理をすることとなり、国民にそのツケが回って来ることである。徴税とその運用について完全に国会の掣肘を受けることとなっていた当時のイングランド²³の例を併せ考えると、この時期、植民地省にこのような機能を許すこと自体システムの旧さを示している。

さて、次頁の表2は、植民地省作成になる『キューバ戦争支援金明細²⁴』（期間1895年3月4日－1897年12月31日、単位千ペソ）の資金使途別明細を示している。

本表とその付属明細表を精査すると、おおよそ下記の諸点が浮かび上がってくる。

(2)－1（表2）の出金総額と対応する期間の予算²⁵（歳出、表1）とを対比すると下記のようになる。

6

(単位：百万ペセタ)

	植民地省①	予算(歳出)②	①/②(%)
支出計	1,115 (223百万ペソ)	2,318	48.1%
(内陸軍)	114	400	28.5%
(内海軍)	26	71	36.7%
(内軍事計)	140	471	29.7%

表2 キューバ戦争支援資金使途別明細

(単位：千ペソ)

	1895.3.4～ 1896.6.30	1896.7.1～ 1896.12.3	1897.1.1～ 1897.6.30	1897.7.1～ 1897.12.31	通期合計	
①前残		2,959	15,434	16,637		
②入金	66,762	57,475	44,516	54,942	223,695	
③支出	③=⑥+⑮+⑯+⑰	63,803	45,000	43,313	70,893	223,009
	④金送金	16,329	1,100	0	0	17,429
	⑤銀送金	18,500	17,900	16,000	21,750	74,150
	⑥小計=④+⑤	34,829	19,000	16,000	21,750	91,579
	(⑥/③ %)	54.6%	42.2%	36.9%	30.7%	41.1%
⑦=⑧～⑩	⑦陸軍	12,233	6,307	2,206	2,088	22,834
	内 ⑧武器弾薬等	4,865	2,808	261	313	8,247
	⑨軍隊派遣	3,343	2,329	1,182	612	7,466
	⑩船会社宛支払	4,025	1,170	763	1,163	7,121
⑪=⑫～⑭	⑪海軍	3,290	563	895	478	5,226
	内 ⑫建造船等	1,693	389	245	169	2,496
	⑬機装等	1,257	114	344	309	2,024
	⑭火器等	340	60	306	0	706
	⑮軍事費計=⑦+⑪	15,523	6,870	3,101	2,566	28,060
	⑮/③ %	24.3%	15.3%	7.2%	3.6%	12.6%
	⑯返済償還			12,380	25,148	37,528
	⑰その他	13,451	19,130	11,832	21,429	65,842
⑱次期繰越		2,959	15,434	16,637	686	

資料：Ministerio de Ultramar, Dirección general de Hacienda, Negociado de Tesoro, *Cuenta General de la Campaña de Cuba*, Biblioteca Nacional, signatura HA10980-10983, から加工

なお、1ペソ=5ペセタ

これは、予算対比で巨額の資金が国会の予算審議を経ないでキューバのために支出されていることを示すものであり、キューバ問題が当時のスペイン財政にいかにも重荷を背負わせていたかを窺わせるものであろう。次に表2から総支出額とその使途の内訳を見ると以下のようになる。

(2)ー2 支出総額1,115=キューバ向け金・銀送金458(41.1%) + その他329(29.5%) + 債務返済188(16.8%) + 軍関係費140(12.6%) (単位百万ペセタ, %は支出総額中に占める比率)

これによると、支出の41.1%もがキューバへの金銀の送金に費やされている。信任が低下したペソでは決済に支障を来していたことが推察できる。また、その他329(29.5%)の資金使途を付属明細書は明示していないが、その相当部分がロンドン・パリ宛ての手形決済用および諸払いのための正貨の送金であるところから、ペセタあるいはペソへの国際的信認の低下が窺がえる。

表3 キューバ戦争支援資金調達明細

(単位：千ペソ)

	1895.3.4/ 1896.6.30	1896.7.1/ 1896.12.31	1897.1.1/ 1897.6.30	1897.7.1/ 12.31	通期計
入金計	66,762	57,475	44,516	54,942	223,695
公債売却	13,830	1,444	9,654	5,711	31,027
(1890年債)	9,425	452	0	5,711	25,242
市場	381	0	9,654	0	10,035
スペイン銀行他	6,899	452	0	5,711	13,062
(a) 特定先	2,145	0	0	0	2,145
(1886年債)	4,405	992	388	0	5,785
市場	4,405	992	0	0	5,397
スペイン銀行他	0	0	388	0	388
特定先	0	0	0	0	0
(b) 借入	50,850	4,484	27,008	49,231	131,573
スペイン銀行他	31,962	2,774	27,008	49,231	110,975
バリ・オランダ銀行	10,000		0	0	10,000
市中	8,888	1,710	0	0	10,598
(c) 大蔵省の財政投融资	0	①51,331	②7,377	0	58,708
(d) その他	2,081	216	89	0	2,386
(市場調達金額)	13,674	2,704	9,654	0	15,432

資料：Ministerio de Ultramar, Dirección General de Hacienda, Negociado de Tesoro, *Cuenta General de la Campaña de Cuba*, Biblioteca Nacional, signatura HA10980-10983, から加工

- (a) 特定先はトランスアトランティック海運会社。同社はスペインの兵員等を半島からキューバへ輸送した会社。
 (b) 借入の形式：植民地省振出しスペイン銀行国庫局長引受けの手形 (Pagaré) を銀行か市中で割引くもの。借入(割引)の担保としては1890年債または1886年債を80%の受入率で差し入れた。期間は1年～6ヵ月で金利は4～6%、数回の書替が認められた。
 (c) 財投調達の内訳：①51,331 (財務省23,000, バリ・オランダ銀行借入5,000, スペイン銀行借入21,531, トランスアトランティック海運会社1,800), ②7,377 (全額大蔵省)
 (d) その他の内訳：過半がバリ、ロンドン等での軍需品等の買付けの決済用正貨送金

次に、同『キューバ戦争支援資金明細』から入金の資金源泉について見ると表3のようになる。表3からは以下のことが窺える。

(3)－1

入金総額1,118=借入金790 ((b) + (c) の一部, 70.7%, うち大半がスペイン銀行借入) + 公債売却270 (24.2%, うち市中売却39, スペイン植民地銀行106, その他10, 大蔵省115²⁶⁾ + 大蔵省38 + その他80

(単位百万ペセタ, %は入金総額中に占める比率)

上記内訳からは、借入金偏重の資金調達(調達の借入金依存率70.7%)であること、しかもその大半がスペイン銀行であることに留意しなければならない。このような資金調達方法は金融の健全性を欠くといえる。また、大半がスペイン銀行頼りということは、同一人物の右のポケットの資金を左のポケットへ移すだけの、いわば自己金融に類するもので金融の規律を著しく欠くこととなる。さらに、資金調達の支柱ともなるべき公債売却が借入金に比較

して貧弱なうえに市中への売捌きが極端に少ない。我々は前節Ⅲ－2でロスチャイルドがこの戦争の行方はスペインにとって厳しいものとなるとの判断を下した様子を垣間見た。ここでは金融市場が、キューバの叛乱を抱えてアメリカと対峙するスペインを、懸念をもって厳しく見ていたことを示している。このことは公債売却時の市場の反応にいっそう明らかに表れて来る。植民地省はキューバ経営のための資金調達の一環として、1890年債と1886年債を売捌いた。下記の数字は上記の『キューバ戦争支援金明細』の付属明細表から採ったもので、これら二種類の公債の市場での値付（割引率）を示している。

(3)－2 キューバ公債（スペイン植民地銀行連帯保証付）の市中値付（割引率）の推移

- ①1890年債（額面100ペソ，クーポンレート年率5%）の市中値付
 - ・1895年8月12－30日89.2%，同9月中89.0%，同10月1－8日87.5%，
同11月5－26日87.0%，同12月4－12日87.0%
 - ・1896年8月中86.0%，同9月7－17日86.2%
 - ・1897年1月27日82.5%，同2月1－3日82.0%，2月17－18日81.0%
- ②1886年債（額面100ペソ，クーポンレート年率6%）の市中値付
 - ・1895年8月20－30日101.02%，同9月2－7日101%，同12－30日101.05%，
同10月1日100%，同11月5－27日99%，同12月5－13日99.8%
 - ・1896年2月6－14日94.1%，同15－27日94.0%，同8月中86.1%，
同9月7－17日86.2%

上記①および②について、第一に各公債のクーポンレートが5%と6%であることに注目しなければならない。この時期ヨーロッパ各国の公債の額面レートが概ね3%台であったことを考えると割高であったといえる。高利をつけなければ売れなかったのである。次に公債の市中割引率であるが、1890年債の市中売却価格が1897年2月17－18日で81%ということは、額面100ペソの公債が81ペソでしか売れないということであり、同時に割引いて売るといことは、そのクーポンレート5%は6.25%へ跳ね上がることを意味する。スペイン政府にとっては手取金額が減少し金利負担が増大することとなる。1886年債に至っては、1895年10月以前においてはプレミアムさえついていたものが、翌1896年9月7－17日には86.2%にまで下落している。上記の割引率の推移から、スペイン公債が月を追って、あるいは、日を追って市場の支持を失っていく様子が読み取れる。このことは、金融市場のスペイン政府にたいする懸念と不安とが増大していたことを示している。スペイン金融市場のこうした懸念と不安はロンドンのシティーを経由して、いずれは戦うこととなるアメリカ合衆国も含めて全世界に、当然のことながら伝わったことであろう。また、公債を銀行等の特定先へハメ込む際の売価も、市場のそれが低かったから当然に低かった。

9

- ③1890年債の特定先への売価 以下（ ）内は特定先
 - ・1896年1－2月87.2%（トランスアトランティック海運会社：半島よりキューバ島へ兵員等の輸送を請負った会社），同年3－5月71.95%（スペイン植民地銀行el Banco Hispano Colonial），同年6－7月71.95－71.81%（バルセロナ銀行el Banco de Barcelona,スペイン植民地銀行el Banco Hispano Colonial），1897年7－12月78.0－80%（スペイン植民地銀行）

④1886年債の特定先への売価—1897年3月13日91.9%（スペイン植民地銀行）

③④いずれも大きな割引率（低い売価）ではあるが、一般市場と異なり、割引率が時を追って増大するというパターンではない。政府は市場実勢を無視して割引率なしの、つまりクーポン価格で公債のハメ込みをすることはできなかったろうが、割引率を別途の政策に関連づけて決定するケースも想定されて、数字の解釈は簡単ではない。ここでは割引率が異常に大きかったという事実のみを確認しておく。以上を総合してスペイン政府の対キューバならびに対アメリカ政策に関して、少なくとも金融関係筋の評価は低かったものと言える。

V キューバ等の植民地関連旧債務を巡るパリ和平会議の交渉内容とその結果²⁷

停戦に合意した両国は1898年8月12日ワシントンにおいて停戦議定書を取り交わし、同議定書にもとづき戦後処理を目的とするパリ和平会議が1898年10月1日から同年12月10日まで両国を仲介した仏外務省の一室（パリ）で行なわれた。会議では、先に見たように大蔵大臣ブッチセルベールが戦費予算編成の国会で懸念を表明した植民地省関連の財政に計上されていない債務（主としてキューバ関連の債務）の処置が、いくつかあった大きな争点²⁸のひとつとなり、米西のいづれがこれを引継ぐべきかを巡って激論が交わされた。その経緯は概ね以下ようになる。

第1—2回の予備会議の後、第3回会議（10月7日）においてスペインは、ワシントン停戦議定書第1条（：スペインはキューバに存する主権ならびに主権にもとづくすべての権利を放棄する）に則って行なう自らの主権の放棄に関して、次のような覚書を発表した。

- ①キューバに存するスペインの主権はスペイン・カトリック国王陛下に属する。
- ②スペインは当該主権を放棄し、これを米国へ譲渡・移管する。米国は、この主権を時宜を見て、本和平条約の定めるところに従って、キューバ人民へ移管する。
- ③米国はキューバの独立のためにスペインに主権の放棄を求めており、かつ、放棄の仲介を行い、事態が収束するまでキューバを暫定統治するといっている。
- ④また、米軍はサンチャゴ・デ・キューバを占領し実効支配しているが、キューバ人民を代表する政府が未だないことを理由に、当該地を引続き占領して統治権をキューバ人民へ返還していない。
- ⑤よって、米政府はスペインが放棄する同島に関する主権を譲り受けなければならない。
- ⑥一国の主権という概念において、旧世界ならびにカトリックを信奉する世界では混乱はなかった。君主はその臣民に対して主権から導かれる各種特権をもって臨むが、同時に臣民の進歩と繁栄の後楯とならねばならない等価の責務を負っている。この臣民に対する責務の履行にこそ、主権者が持つ主権の正統性が求められる²⁹。よって、君主がその領土と臣民に及ぼす主権を失った場合には、当然に、残った債務は放棄された主権と一体となって、それを引継いだ者に帰することとなる。なぜならば、権利と債務は主権を構成する要素であり、なおかつ、その債務は領土の保全と臣民の厚生と繁栄の為に費消されたものだからである。君主がその臣民と領土に及ぶ主権を失い、それにもかかわらず体制と政府のためののみ費された債務の返済を忍受しなければならぬとするならば、それは正義のもっとも基本的な定義に反するものであり、かつ人々が持つ普遍的な良心の命ずるところとは相容れぬものである。
- ⑦キューバの債務は以下の歴史的経緯によって、スペイン本国の財政とは別途に分別管理

されてきている。すなわち、スペインはインド（新アメリカ）発見以来、その海外領土の統治はインディアス会議（1524年設立）に任され、イベリア半島を統括するカスティーリア会議とは別個の独立した行政機構を維持して来た。現今はスペイン植民地省³⁰が中心となり、海外領地の行政と財政とは引き続き半島のそれとは独立して運用されている。よって、キューバの財政がスペイン国の一般予算の中で切り盛りされたことは一度たりともなかった。同島のために同島固有の歳入をその返済引当として発行された公債は、本国の公債とはまったく別個のいわば、地方債ともいうべきものである。

以上のように言って、アメリカはキューバに存するスペインの主権とキューバの旧債務を同時に引き継ぐべきであると主張して、ワシントン停戦議定書で決められたアメリカの要求は、キューバの債務には触れずに、スペインの権利の放棄のみを言い立てるものであり、そのやり方は勝利の代償を求める（あたかも中世の）征服者のようなものであるとスペインはアメリカを非難した。上記のスペインの所論が叩き台となって、両国の間で反論、反論の反論が繰り返され、容易に決着をみることはできなかった。米国は第5回会議（10月14日）において、アメリカによるキューバ島の軍事占領を主権の取得と混同してはならないとしつつ次のように反論を開始した。

- ①米国はこれまで、「キューバに存するスペインの主権とそれにかかわる一切の権利の放棄」のみを主張してきており、「スペインによる米国のための主権の放棄」ということは一度も言っていない。
- ②一国の主権とは、「国民が持つ権利で、この権利により適当と判断される方法で人民自身の公的権力を組織することができるものである」とされている。この権利は債務を負う能力を包含するといえども、その債務は主権の構成要素ではない。主権の執行の過程で発生したものは主権そのもの、あるいはその一部たり得ない。創造する能力は創造されたものではない。
- ③元来、キューバは財政の自由を認められず本国政府の干渉に専ら服して来た。事実、スペイン当局から途方もなく莫大な債務を押し付けられても、これに抗する力も与えられずに来たことが、同島にくすぶる不満の最大原因であったことは間違いないことである³¹。
- ④いわゆるキューバ債は、資金の使用目的が独りキューバのためだけに限らず、本国の資金需要にも当てられていて、その分別計算ができない。キューバ債なるものは、1864年のメキシコ遠征とサント・ドミンゴのスペイン領編入、ならびに、1868年のキューバ独立運動への対応などのための経費をキューバへ付け回した結果である。しかも、この公債の券面には、その元利金支払いに関してスペイン政府³²が連帯保証をしている。これは、スペインとキューバが一体として財政調達をしている証拠である。
- ⑤キューバ独立運動が少数の人々でなされているとするならば、叛徒鎮圧にスペインが要した費用を全島の人々に課すということは、少人数の人らの罪を多くの人らに償わせるということになる。さらに、独立の為の戦いが、かねてからわれわれ米国委員会の主張するようにキューバ全人民の希望と熱意を代表していたとするならば、その独立に反対してスペインが費消した経費の重圧をキューバ人民に付け回すということになり、これほどの不正義はない。法的にも道義的にも許されることではない。

以上の所論を述べて、米国はワシントン停戦議定書第1条の早期かつ完全な実施を要求した。このようにして、両国代表団の主張は延々と平行線を辿るかに見えたが、会議日程の後半でフィリピンの割譲とカロリナ諸島の信教の自由等の予想外で重大な問題が新たに出来し、併せてアメリカ代表のデイ国務長官から「アメリカからの提案の拒否は本和平会議の中断を意味する」との発言³³が出るに及んで、あまりに頑強な抵抗はアメリカに半島へ触手を伸ばす口実を与えることになるとの危惧と不安³⁴がスペインのサガスタ内閣にひろがり、この問題に無念の思いを抱きつつもスペインはアメリカ案を飲むことに傾いて行った³⁵。

さて、最終的にスペインが引取って償還することとなったキューバ債務を初めとする財政に計上されていない植民地関連債務について、その明細と各々の1900年々初（この時点で懸案の債務のすべてが財政計上された）の残高は以下ようになる。

- | | |
|--|-------------------|
| 1 植民地関連公債 | 1,175百万ペセタ |
| ①キューバ公債 (los Bilettes Hipotecarios de Cuba) | 977百万ペセタ |
| キューバ行政府発行の1886年債と1890年債。償還引当はキューバの国庫収入。信用度において劣り市場で売り捌けず、Banco Hispano Colonialが連帯保証を行って信用の補強をした。 | |
| ②フィリピン公債 (Obligaciones Hipotecario de Filipinas) | 198百万ペセタ |
| フィリピン財政支援のための資金で①と同じ性格のもの。 | |
| 2 植民地省 (Ministerio de Ultramar) 関連債務 | 1,153百万ペセタ |
| 植民地省振出手形のスペイン銀行による割引 (Pagares Procedentes del Ministerio de Ultramar) | |
| 3 資金調達が金融でなされているために財政計上されていない債務 | 225百万ペセタ |
| 徴税権委譲による借入 (Delegaciones del Tesoro sobre Rentas Publicas) でキューバ支援資金の一環。徴税権委譲の内訳はスペイン本国のタバコ税95百万ペセタ、印紙・切手税50百万ペセタ、消費税80百万ペセタ。本件代り金は全額スペイン銀行へ担保差入れられて、植民地省の金融の担保とされた。 | |

パリ和平会議の結果、新たに財政計上された上記各債務の合計は2,553百万ペセタとなり、1900年の予算904百万ペセタの2.8倍となった。この結果、1900年々初の公債総残高は12,729百万ペセタとなり、国民所得の1.29倍、第二次キューバ叛乱勃発（1895年2月）前の1894年年初の残高対比5,501百万ペセタの増加となった（表1）。「98年の災厄」の財政版と言える。第二次反乱以後の戦禍の国家財政への撥ね返りは5,501百万ペセタとなり、低く見積もっても3,161百万ペセタ（上記植民地関連債務2,553百万ペセタに財政計上されていたキューバ支援公債1896年債の残608百万ペセタを加算）となる³⁶。

12

当時のスペインの国際収支は大幅な入超であり³⁷、信用拡張がきわめて困難な金本位制の下で国民所得を大きく凌駕する財政負担を新たに抱え込んだことは、その後の経済運営に大きな負の影響を残したといえる。ポール・ベロック (Paul Bairoch) が行ったヨーロッパ各国 (1970年の国境線) の国民総生産の推計³⁸ (国民一人当たり、単位US\$, 1960年価格) によれば、スペインとヨーロッパ (平均) の国民総生産およびスペイン国民総生産のヨーロッパにお

る順位の推移は以下ようになる。

	1830年	1860年	1913年	1929年	1950年	1960年	1973年
スペイン	263	345	367	455	367	529	1179
(順位)	8	8	18	15	22	23	24
ヨーロッパ	240	310	534	571	749	1157	2077
(国数)	14	18	21	21	24	24	24

本表で見る限りスペインの経済は1830年以来低落の一途をたどり、20世紀に入ってからそれは一段と加速して、1973年では域内最低の国民総生産となった。統計的誤差に意を用いたこの研究によれば、スペイン経済が「98年」を乗り越えて順調に推移したとは言えない。

VI. おわりに

以上見てきたように、敗戦による経済負担の増大は、その後のスペインの経済の軌跡に大きな負の影響を与えた。また、同国の金融・財政の際立った特徴は、「1882年のカマチョの公債整理」にみられるような強権的な公債の支払拒否による財政再建、大蔵省と植民地省による財政の二元化、植民地省の国会審議を要しない植民地支援のための融資頼りの財政資金の調達、金本位制の維持に危惧を持たせるほどの綱渡り的な通貨政策等に見られるように、弛緩した金融・財政規律にあった。この結果、戦時公債の市場評価は異常に低く、公債発行による戦費ならびに植民地経営資金の調達は困難を極めた。結果として借入金偏重の、それも自国の中央銀行頼りのいわゆる自己金融という金融上の禁じ手ともいべき資金調達を余儀なくされている。先進的国民国家では合理的で国民的^{ナショナル}な原理にもとづく経済資源の動員が志向されていたことと対比すると、総じてスペインの金融財政は旧世界的秩序に依拠した思考の様式と行動の体様を多分に内蔵していたものと言える。

事実、この戦争に関して、スペイン政府が発行した記録³⁹を精査するとき、米国との外交交渉、軍事、ならびに戦後の和平交渉等において、スペインの思考と行動の様式が旧世界的秩序に依拠したものと考えられるものが多く認められ、それらが適宜適切に機能しなかったり、米国によって明示的に否定され、なおかつ否定に関わる米国の主張が翌年のハーグ国際平和会議で国際的には認められていることを読み取ることができる⁴⁰。

¹ この場合のスペインと西欧社会はキリスト教を基底に置く進歩史観を共有する同一の時間軸上にあるから、先進、後進等の比較が可能となる。

² ベネディクト・アンダーソン、白石さや・白石隆訳『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』13 NTT出版、1999年、144-185頁

³ Robert H. Wiebe, *Who we are A history of popular nationalism*, Princeton Univ. Press, Princeton, 2002, pp.12-36.

⁴ モーゲンソー、現代平和研究会訳『国際政治—権力と平和』、福村出版、2003年(新装第4版)、465～473頁

⁵ 代表的なものとして、

(スペイン) 1) Gabriel Maura Gamazo, *Historia crítica del reinado de don Alfonso XIII durante su menori-*

dad bajo la regencia de su madre doña María Cristina de Austria, Barcelona, Montaner y Simon, n.d. 本書はドキュメンタリータッチで事件の経緯を詳細に追っている。2) Antonio Domínguez Ortiz, *España Tres milenios de Historia*, Capítulo XI, Marcial Pons, 2001, 3) Juan Pablo Fusi, *España-La evolución de la identidad nacional*, Madrid, Tema de Hoy, 2000, p.239.

(英国) 1) Raymond Carr, *Modern Spain 1875-1980*, Chapter 4, Oxford Univ.Press, 1980, 2) J.B.Trend, *The Civilization of Spain*, London, Oxford Univ. Press, 1944, p.180., 3) Gerald Brenan, *The Spanish Labyrinth*, London, Cambridge Univ.Press, 1943, pp.17-18., 4) Sebastian Balfour, *The end of the Spanish empire 1898-1923*, Oxford, Clarendon Press, 1997, pp.1-48.,

⁶ 代表的なものとして、1) David F.Trask, *The War with Spain in 1898*, New York, First Bison Boking printing, 1996 (Originally published in New York 1981), 2) French Ensor Chadwick, *The Relations of the United States and Spain: the Spanish-American War*, New York, 1911

⁷ たとえば、1) Rosario de la Torre Del Río, “La Crisis de 1898 y el problema de la garantía exterior”, *Hispania*, XVI, 1986, pp.115-165., 2) Idem, “Recogimiento, Crisis del 98 y Nueva Orientación”, Juan Carros Pereira, *La política exterior de España, Historia Condicionantes y Escenarios*, Ariel Historia, 2003, 3) Borja de Riquer i Permanyer, “La débil Nacionalización Española del siglo XIX”, *Historia Social*, No.20, otoño, 1994, pp.97-114., 4) Sebastian Balfore “The Lion and the Pig: Nationalism and National Identity in Fin-de-Siècle Spain”, in Clare Mar-Molinero and Angel Smith, (eds.), *nationalism. and the nation in the Iberian peninsula, competing and conflicting identities*, Oxford, BERG, 1996, pp.109 ~ 110., 5) Idem. “España y Las Grandes Potencias y los Efectos de 1898”, Sebastian Balfour y Paul Preston, (eds.), *España y las Grandes Potencias en el Siglo XX*. (英語版: *Spain and the Great Powers in the Twentieth Century* の西訳版)

⁸ 1) José Varela Ortega, (ed.), *Imágenes y ensayos del 98*, Valencia, Fundación Cañada Blanch, 1998 のなかの各論文。たとえば、José Varela Ortega, “Del desastre y sus consecuencias”, 2) Mercedes Cabrera, “Restauración”, *El País*, 26, Septiembre 1997, 3) Dolores Elizalde Perez-Gruoso, “Balance del 98. Un punto de inflexión en la modernización de España o la desdramatización de una derrota”, *Historia y Política*, Marzo, 2000, pp.175-206.

⁹ 1) Jordi Maluquer de Montes, *España en la gran crisis de 1898. De la Gran Depresión a la modernización económica del siglo XX*, Barcelona, Península, 1999, pp.201-202., 2) Leandro Prados, *De imperio a nación, Crecimiento y atraso económico en España (1780-1930)*, Madrid, Alianza Editorial, 1988, pp.241-244., 3) Idem, *Comercio exterior y crecimiento económico en España, 1826-1913. Tendencia a largo plazo*, Madrid, Banco de España, Servicio de estudios, 1982, pp.91-93.

¹⁰ Instituto de Estudios Fiscales, Ministerio de Hacienda, *Datos básicos para la Historia Financiera de España 1850/1975*, pp.677, 711-713.

¹¹ Michael G.Mulhall, *Industries and Wealth of Nations*, Longmans, Green and Co., London, 1896, p.210.

¹² *DIARIO DE LAS SESIONES DE CORTES*, APÉNDICE 2.AL NÚM. 7, APÉNDICE 3. AL NÚM.7

14 ¹³ 主要な予算執行策のうち通貨に関するもののみを列挙すると以下ようになる。

(通貨発券限度の引上げ)

発券限度額1,500百万ペセタを超える発券高に対する最低準備高(金または銀)を以下の通りとする。

(a) 1,500百万ペセタ超2,000百万ペセタ未満の場合には超過分の1/2

(b) 2,000百万ペセタ超の場合には超過分の2/3

ただし、いずれの場合にも準備の1/2は金でなければならない。また、緊急時には上記の限りではなく、政府は支払準備を減少させることができる(*DIARIO, ibid.*)。ちなみに、1896年当時のスペイン(ポルト

- ガルを含む)の通貨の金貨比率は10%で、同時期のヨーロッパ各国の中で最低であった。(Michael G.Mulhall, *op. cit.*, p.391.)
- ¹⁴ Francisco Comín Comín, *Hacienda y Economía en la España Contemporánea (1800-1936)*, Instituto de Estudios Fiscales, 1988, p.391., 但し計数算出方法の明示がないので傾向値を見るためのみ使用。
- ¹⁵ Carlos Serrano, *Le Tour du peuple: Crise Nationale, mouvements populaires et populisme en Espagne (1890-1910)*, Casa de Velázquez, Madrid, 1987 (de la traducción: María del Mar, El Turuno del Pueblo, Ediciones Península s.a, Barcelona, 2000, p.65-169.)
- ¹⁶ 当時スペイン政府はロスチャイルドと以下の「融資契約」を別途に契約していた。1. 契約日等: 1870年5月20日付け, 期間34年, 2. 国家保証ならびにアルマデン鉱山(水銀)の保証付き, 3. 総額140百万ペセタ, 4. 金利5% (コミッションなし), 5. スペイン政府は本契約期間中にアルマデン鉱山が産出する水銀の独占販売権を与える。販売手数料は1.5%とし, 水銀価格(1フラスコ当り)が7ポンドを超えたときには以下の利益が配当される。7-10ポンドの場合: 60%スペイン, 40%ロスチャイルド, 10ポンド超の場合: 80%スペイン, 20%ロスチャイルド, 6. この借入残高(百万ペセタ)は1898年89, 1899年88, 1900年86, 1901年85 (*Diario, op.cit.*)
- ¹⁷ スペインに対するシティーの見方は例えば*The Economist*誌の次の各号に掲載されている。いずれもスペインの対米政策に危惧を表明するものであった。①[Spanish Finance And The Cuban War Expenditure], January 15, 1898, ②[Spanish Finance] April 30, 1898, ③[The Spanish Budget For 1898-99 And The Extraordinary Ways And Means Bill For War Expenditure], May 2 1898
- ¹⁸ この公債は発行額が400百万ペセタで, クレディリオネ(Crédit Lyonnais)とロスチャイルドが両者合算で5百万ペセタを購入し, 全体の65%をマドリッドとバルセロナで売却した。(Carlos Serrano, *op.cit.*, p17, Appendice1, 2)
- ¹⁹ Ministro de Ultramar, Dirección general de Hacienda, Negociado de Tesoro, *Cuenta General de La Campaña de Cuba* (Biblioteca Nacional, signatura HA10980-10983)
- ²⁰ Candelaria Saiz Pastor, “Imperio Ultramar y fiscalidad colonial, las relaciones económicas hispano-cubanas en el siglo XIX”, Salvador Plazón Ferrando, Candelaria Saiz Pastor (Eds.), *La Ilusión de Un Imperio*, p.90. Univ. de Alicante, 1998
- ²¹ キューバ糖のヨーロッパ向け輸出(除くスペイン)は1870年260千トン(キューバ糖輸出の37%)が1890年4.7千トン(同0.72%)へと激減。Allen Wells (Bowdwin College) “Did 1898 Mark a Fundamental Transformation for the Cuban Sugar Industry?”, *Paper presented at the Latin American Global Trade Conference*, Stanford University, Stanford, California Nov. 16-17, (n.d.)
また, キューバにおけるスペインの経済・法規制についてはSusan J.Fernández, *Encumbered Cuba Capital Market and Revolt, 1878-1895*, Gainesville, Univ.Press of Florida, 2002, pp.120-122.
- ²² 植民地省振出の手形の明細は発行の都度かなりなバラツキがあったが, 概ね以下のとおり。宛先; スペイン銀行国庫局長, 担保; 1890年公債を額面の80%掛け目て差入れ, 期間; 90日, 金利; 年4-5%, 書替継続は90日単位で数回可能。(Ministro de Ultramar, *ibid.*, p.6.)
- ²³ 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房, 1993年, i-viii頁
- ²⁴ Ministro de Ultramar, *op.cit.* (註19)
- ²⁵ 対応する予算(表1)は[1894-95]の4/12 + [(1895-96) + (96-97)] + (97-98)の1/2。また, 植民地省のキューバ関連支出(1895年3月4日-98年11月30日)とフィリピン関連支出(1896年10月24日-98年6月30日)の合計1,745百万ペセタは略対応する予算(歳出)の41.1%に相当する。(Ministro de Ultramar, *op.cit.*, および, Inés Roldan de Montaud, Guerra y Finanzas en la crisis de fin de siglo: 1895-1900, *Hispania*,

LVII/2, núm. 196 (1997), pp.666-675.)

- ²⁶ 公債売却のうち大蔵省からの115百万ペセタは、植民地省が行う公債売却予定額が前渡金として入金されていることを示している。当該公債が市中で売捌かれたか、あるいは、中央銀行他に保有させたかは不明。(Ministro de Ultramar, *op.cit.*, p.3.)
- ²⁷ 本節の資料は(註39)記載の(Conferencia de Paris)に依った。
- ²⁸ キューバ以外の大きな争点として、フィリピン割譲案(Conferencia de Paris(註39), No.61), ならびに、カロリナ諸島において、メソジスト派の宣教活動を公認せよとアメリカがスペインに迫った問題がある(Conferencia de Paris, No.83, 85, 90, 94, 95-100, 103,105, 108, 112, 117, 120, 121, 123, 127, 129, 133)。両問題については、石倉幸雄「スペインーアメリカ戦争(1898年)と世紀末スペイン」、『国際経営・文化研究』淑徳大学国際コミュニケーション学会, Vol.9, No.2, 2005年3月
- ²⁹ 18世紀スペイン啓蒙思想の君主権力の正統性について同様の論議がなされている。Juan Pablo Fusi, *ESPAÑA La Evolución de la identidad nacional*, temas de hoy, 2000, pp.129-130.
- ³⁰ インディアス会議は1834年に廃止された。
- ³¹ 米国の要求に応える形でスペインが発表した1897年11月26日布告のキューバ自治体制では財政の自治は認められていない。(Negociaciones Generales(註39), 1897年11月2日)
- ³² 実際はBanco Hispano Colonialの連帯保証
- ³³ デイ(アメリカ外交団団長)のモンテロリオス(スペイン外交団団長)宛書翰, パリ, 11月22日付(Conferencia de Paris(註39), No.85, p.223.)
- ³⁴ アルモドバル・スペイン国務大臣のモンテロ・リオス団長宛電信, 11月25日日付け(Conferencia de Paris(註39), No.90)
- ³⁵ アルモドバル国務大臣のモンテロ・リオス団長宛電信, 11月28日付け(Conferencia de Paris(註39), No.100)「スペインは勝利者が課した律法に服し、これまでに提案された最後通牒のごとき諸提案を飲む。…」ちなみに、スペインの言う旧世界では、スペインが主張するように、主権を手放す側は旧債務から解放されるのが一般的であって、1870年の普仏戦争の結果、アルザスロレーヌがドイツへ帰属することになるが、その旧債務が仏へ残ったのが例外とする研究がある。R.B.Mowat, *A History of European Diplomacy vol 1*, Edward Arnold & Co., London 1929, pp.217-218.
- ³⁶ 一連の植民地戦争に費やされた総経費の推計は20億ペセタから50億ペセタまでである。Jordi Malquer de Montes, *España en la crisis de 1898, De la gran depression a la modernización económica del siglo XX*, Peninsula, Barcelona, Madrid, 1999, p.54.
- ³⁷ スペインの輸出入(百万ポンド), 1860年(輸入14.5, 輸出10.7), 1894年(輸入32.2, 輸出26.9) Michael G.Mulhall, *op.cit.*, p.206
- ³⁸ Paul Bairoch, "Europe's Gross National Products:1800-1975", *The Journal of European Economic History*, 1976, Vol 5, No.2., p307.
- ³⁹ スペイン政府が発行したこの戦争に関する公式記録は国務省編の赤本3部と海軍省編1部, 計4部からなっている。内訳は以下のとおり。

(国務省) *Documentos Presentados Á Las Cortes en la Legislatura de 1898 por El Ministro de Estado, Madrid 1898* : 1) Negociaciones Generales Con Los Estados Unidos desde 10 de abril hasta la declaración de Guerra (以下Negociaciones Generalesと略す), 2) Negociaciones Diplomáticas desde el principio de la guerra con los Estados Unidos hasta la firma del protocolo de Washington (以下Negociaciones Diplomáticasと略す), 3) Conferencia de París y tratado de paz de 10 de Diciembre de 1898 (以下Conferencia de Parísと略す)

(海軍省) Correspondencia oficial referente á las operaciones navales durante la Guerra con los Estados Unidos en 1898 (以下 Correspondencia と略す)

- ⁴⁰ バリ和平交渉における米国の主張が翌年(1899年)のハーグ国際平和会議において認められて国際標準となったものがある。たとえば、宣戦布告の方法、休戦合意が全戦線に伝わる迄の時間差の容認、休戦の法的枠組、休戦下での占領軍の占領地行政のあり方等がある。(石倉幸雄「スペイン-アメリカ戦争と世紀末スペイン」『国際経営・文化研究』淑徳大学, Vol.9, No.2, 2005年3月)

(受理 平成20年9月20日)